

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………一

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二
 - 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
 - 建設業法第二十九条の二による告示……………（都市整備局市街地建築部建設業課）……………二
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）……………三
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二一件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（三件）……………（同）……………五
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………八
 - 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………（産業労働局農林水産部森林課）……………九
- 規則（八）**
- インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 告示（八）**
- 技能検定員審査の実施……………一〇

規則

○開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二

○平成三十年五月一日付東京都公告……………二

正誤

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二各号列記以外の部分中「もの」を「要件を全て満たすものであること」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第五条の二第二項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

- イ インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等（条例第十八条の七第一号に規定する児童ポルノ等をいう。）の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること
- ロ インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそのおこされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。

ハ インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防

止に資するものであること。

ニ イ、口及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。

二 青少年のプライバシーに配慮されているものであること。

三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)に配慮されているものであること。

四 青少年に広く利用されるように配慮されているものであること。

五 その他知事が必要と認める要件を備えていること。

第三十条の二中「第十八条の六の三第三項」を「第十八条の九第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第八百十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋二丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

日本橋二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年四月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋二丁目十番二号

平成二十五年四月十二日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年六月一日

●東京都告示第八百十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区東京都市計画土地区画整理 平成三十年四月

事業大手町土地区画整理事業仮換地 六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百十二号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

商号 代表者氏名 主たる営業 許可番号 許可年

株式会社 代表取締役 港区麻布永 東京都知事 平成二
パルシオ 高松 弘明 坂町一番地 許可(一般) 十九年

麻布パーク 二十九) 第 五月三
 サイドビル 一四七〇二 十日
 四〇五 三号

ベイエナ 代表取締役 千代田区大 東京都知事 平成二
 ジー日本 王 学軍 手町一丁目 許可(般一 十六年
 株式会社 七番二号東 二十五) 第 三月二
 京サンケイ 一四一三四 十五日
 ビル二十七 七号

株式会社 代表取締役 品川区南品 東京都知事 平成二
 ラック 徳田 昌平 川一丁目二 許可(般一 十七年
 番六号 二十六) 第 一月六
 一四二七〇 日
 一四二七〇 日

●東京都告示第八百十三号
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
 二年東京都条例第二百十五号) 第八条の十一第二項の規定
 に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、
 同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告
 示する。

平成三十年六月一日
 東京都知事 小 池 百合子

一 登録番号 十二

二 登録区分 特定ガス・基準量
 都内外削減量

三 登録検証機関 優良事業所基準(第一区分)

名称 LLOYD'S REGISTRAR QUALITY ASSURANCE

代表者氏名 堀川 康
 休止する検証 日本における代表者
 業務の範囲

一 登録番号 二十八
 二 登録区分 特定ガス・基準量
 都内外削減量

三 登録検証機関 SOMPOリスケアマネジメント株式
 名称 会社
 四 代表者氏名 代表取締役 布施 康

五 休止する検証 業務の範囲
 六 休止期間 平成三十年一月一日から同年十二月三
 十一日まで

一 登録番号 二十八
 二 登録区分 特定ガス・基準量
 都内外削減量

三 登録検証機関 SOMPOリスケアマネジメント株式
 名称 会社
 四 代表者氏名 代表取締役 布施 康

五 休止する検証 業務の範囲
 六 休止期間 平成三十年三月十三日から平成三十一
 年三月十二日まで

一 登録番号 二十八
 二 登録区分 特定ガス・基準量
 都内外削減量

三 登録検証機関 SOMPOリスケアマネジメント株式
 名称 会社
 四 代表者氏名 代表取締役 布施 康

五 休止する検証 業務の範囲
 六 休止期間 平成三十年三月十三日から平成三十一
 年三月十二日まで

一 登録番号 二十八
 二 登録区分 特定ガス・基準量
 都内外削減量

三 登録検証機関 SOMPOリスケアマネジメント株式
 名称 会社
 四 代表者氏名 代表取締役 布施 康

五 休止する検証 業務の範囲
 六 休止期間 平成三十年三月十三日から平成三十一
 年三月十二日まで

●東京都告示第八百十四号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第六条第

一 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、
 当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚
 染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずるこ
 とが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定す
 るので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

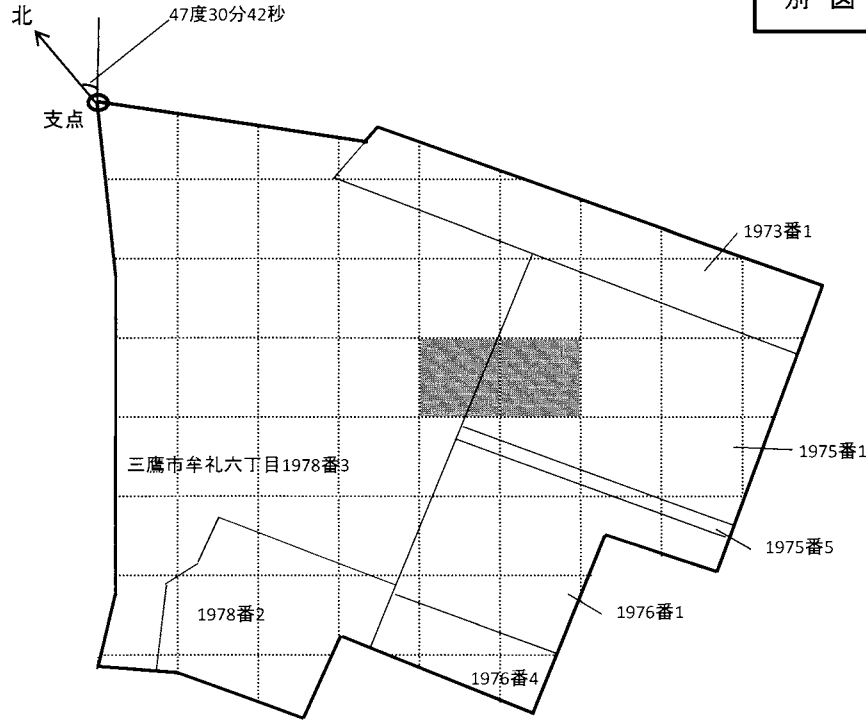
一 要措置区域 別図のとおり(三鷹市牟礼六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の
 水質の測定

別図



【支点】

支点は、三鷹市牟礼六丁目1978番3の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界(調査対象地)
- 要措置区域

【格子の回転角度(47度30分42秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

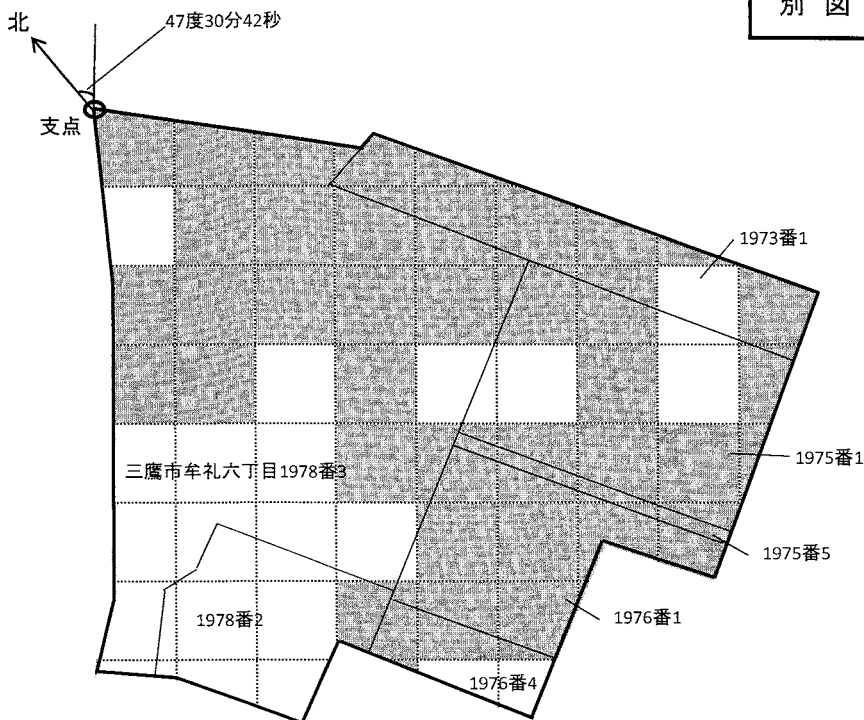
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(三鷹市牟礼六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支點】
 支點は、三鷹市牟礼六丁目
 1978番3の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界(調査対象地)
- 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (47度30分42秒)】
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並び
 にこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支
 點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三十六
 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

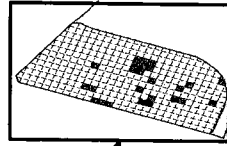
一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市浅間町一
 丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の
 実施

別図

府中市浅間町一丁目9番1



	X	Y	X	Y
1	-35454.229	-30812.609	28	-35518.28
2	-35457.508	-30803.161	29	-35527.71
3	-35466.955	-30806.44	30	-35534.27
4	-35463.677	-30815.887	31	-35487.405
5	-35492.018	-30825.723	32	-35490.666
6	-35501.466	-30829.002	33	-35500.131
7	-35498.508	-30806.826	34	-35496.852
8	-35508.024	-30810.109	35	-35493.573
9	-35517.462	-30813.384	36	-35506.299
10	-35527.298	-30785.043	37	-35503.021
11	-35442.281	-30755.536	38	-35512.468
12	-35452.117	-30727.195	39	-35521.934
13	-35471.011	-30733.752	40	-35519.025
14	-35467.733	-30743.2	41	-35528.472
15	-35477.179	-30746.481	42	-35481.625
16	-35470.622	-30765.375	43	-35483.181
17	-35496.073	-30753.038	44	-35491.438
18	-35499.352	-30743.591	45	-35494.351
19	-35508.8	-30746.867	46	-35491.072
20	-35505.535	-30756.32	47	-35519.414
21	-35480.459	-30737.031	48	-35522.693
22	-35483.737	-30727.583	49	-35532.14
23	-35493.184	-30730.862	50	-35529.446
24	-35489.906	-30740.31	51	-35520.749
25	-35512.095	-30737.425	52	-35524.031
26	-35515.391	-30727.983	53	-35451.728
27	-35521.56	-30740.709	54	-35458.284

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。
(X:-35384.431 Y:-30830.726)
※世界測地系座標計算による。

【凡例】

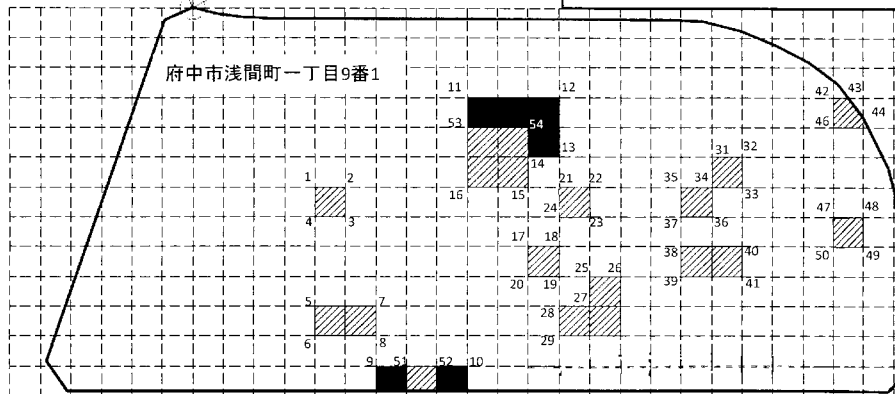
- 調査対象地
- 単位区画
- この告示で解除する区画
- 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1036号
により指定した区域)

【拡大図】

北
19度08分44秒

支点

府中市浅間町一丁目9番1



格子の回転角度(19度08分44秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

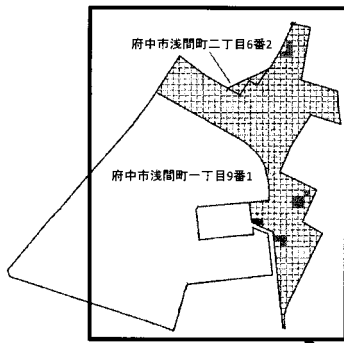
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市浅間町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



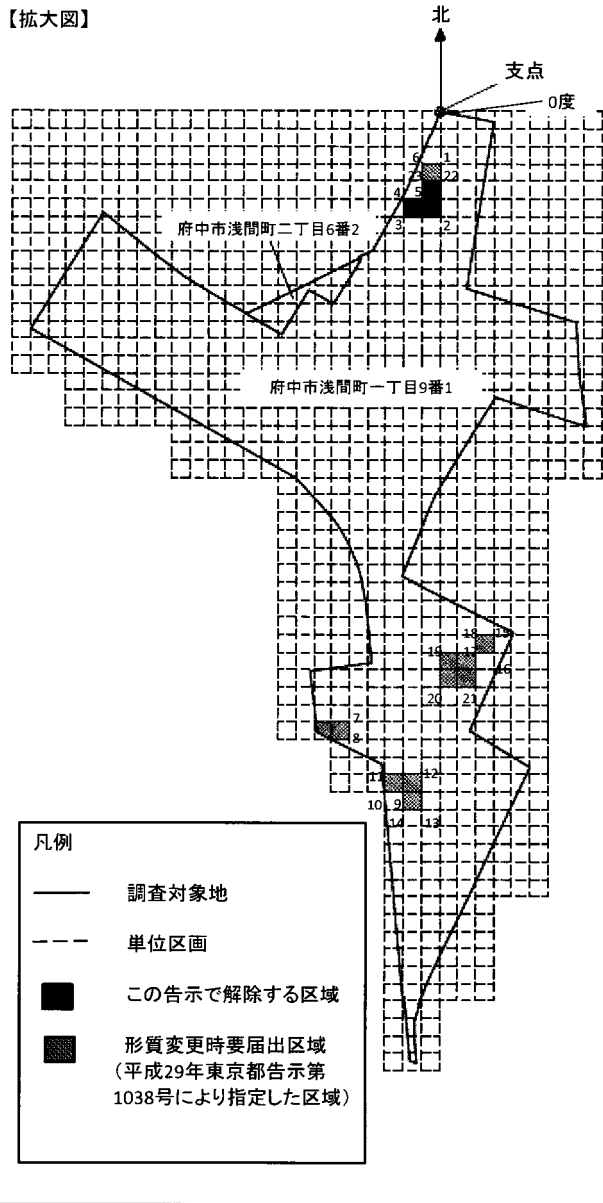
	X	Y
1	-35069.012	-30437.569
2	-35099.012	-30437.569
3	-35099.012	-30437.569
4	-35069.012	-30437.569
5	-35069.012	-30437.569
6	-35069.012	-30437.569
7	-35389.012	-30437.569
8	-35389.012	-30437.569
9	-35429.012	-30437.569
10	-35429.012	-30437.569
11	-35419.012	-30437.569
12	-35419.012	-30437.569
13	-35339.012	-30437.569
14	-35339.012	-30437.569
15	-35339.012	-30407.569
16	-35349.012	-30407.569
17	-35349.012	-30417.569
18	-35339.012	-30417.569
19	-35349.012	-30437.569
20	-35369.012	-30437.569
21	-35369.012	-30417.569
22	-35079.012	-30437.569
23	-35079.012	-30447.569

※世界測地系座標計算により作成した。

支点
 支点は、府中市浅間町一丁目9番1の最北端とする。
 (X:-35039.012、Y:-30437.569)

【格子の回転角度 (0度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【拡大図】



- 凡例
- 調査対象地
 - - - 単位区画
 - この告示で解除する区域
 - 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1038号により指定した区域)

●東京都告示第八百十八号

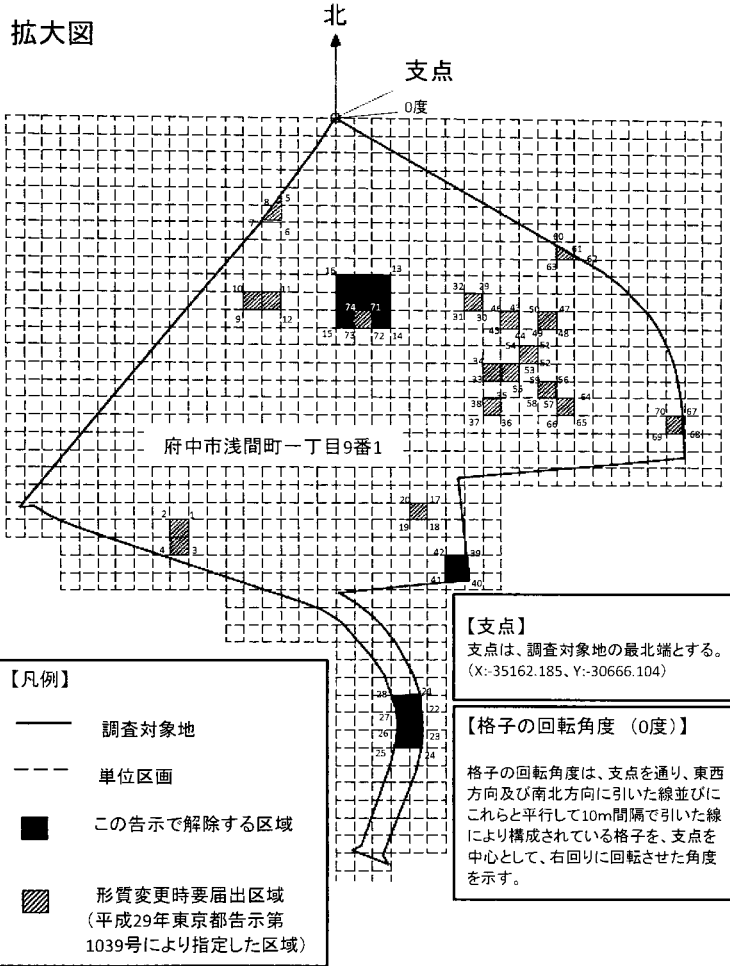
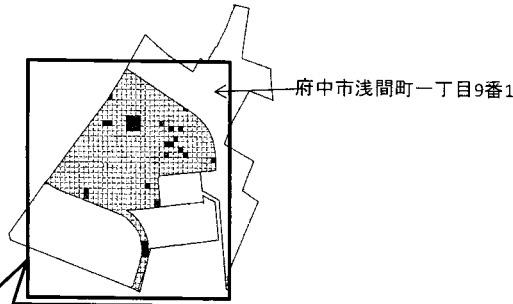
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (府中市浅間町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



※世界測地系座標により計算した

測点	X	Y
1	-35382.185	-30746.104
2	-35382.185	-30756.104
3	-35312.185	-30756.104
4	-35312.185	-30746.104
5	-35206.982	-30686.104
6	-35222.185	-30686.104
7	-35222.185	-30706.772
8	-35212.185	-30689.104
9	-35272.185	-30716.104
10	-35262.185	-30716.104
11	-35262.185	-30696.104
12	-35272.185	-30696.104
13	-35252.185	-30636.104
14	-35282.185	-30636.104
15	-35282.185	-30656.104
16	-35282.185	-30666.104
17	-35382.185	-30616.104
18	-35382.185	-30616.104
19	-35392.185	-30626.104
20	-35382.185	-30626.104
21	-35482.185	-30620.372
22	-35402.185	-30619.610
23	-35312.185	-30619.610
24	-35322.185	-30619.239
25	-35222.185	-30634.344
26	-35312.185	-30632.974
27	-35302.185	-30633.660
28	-35382.185	-30634.806
29	-35262.185	-30636.104
30	-35272.185	-30636.104
31	-35282.185	-30636.104
32	-35262.185	-30586.104
33	-35312.185	-30586.104
34	-35302.185	-30586.104
35	-35322.185	-30576.104
36	-35332.185	-30576.104
37	-35332.185	-30586.104
38	-35322.185	-30586.104
39	-35312.185	-30586.104
40	-35266.607	-30593.632
41	-35323.002	-30506.104
42	-35312.185	-30506.104
43	-35272.185	-30586.104
44	-35282.185	-30586.104
45	-35282.185	-30576.104
46	-35272.185	-30546.104
47	-35272.185	-30546.104
48	-35282.185	-30546.104
49	-35282.185	-30556.104
50	-35272.185	-30556.104
51	-35282.185	-30556.104
52	-35302.185	-30556.104
53	-35302.185	-30566.104
54	-35282.185	-30566.104
55	-35312.185	-30586.104
56	-35312.185	-30546.104
57	-35322.185	-30546.104
58	-35322.185	-30556.104
59	-35312.185	-30556.104
60	-35234.188	-30546.104
61	-35240.171	-30536.104
62	-35242.185	-30742.564
63	-35242.185	-30546.104
64	-35322.185	-30536.104
65	-35322.185	-30536.104
66	-35332.185	-30476.774
67	-35332.185	-30476.774
68	-35342.185	-30486.104
69	-35332.185	-30486.104
70	-35272.284	-30648.095
71	-35272.284	-30648.095
72	-35282.185	-30648.095
73	-35282.185	-30656.095
74	-35272.284	-30656.095

●東京都告示第八百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

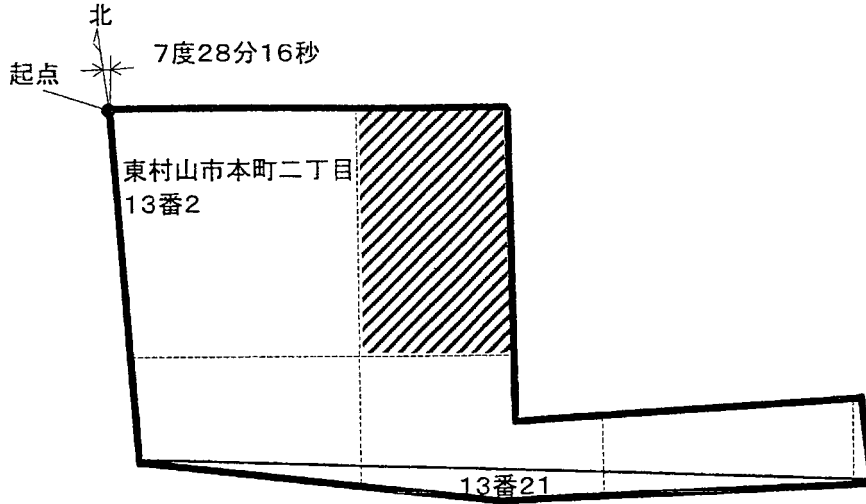
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(東村山市本町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- : 指定を解除する区域
 - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象地

■起点
 起点は、東村山市本町二丁目13番2の最北端とする。

■格子の回転角度: 7度28分16秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成三十一年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年六月一日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四五・八二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六〇・三三
	計		
	浅川	八王子市の区域	八一・九一
	計		
	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	九八八・〇五
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	五一・二〇
	計		
	浅川	八王子市及び町田市の区域	一三・六〇
	計		
	大島	神津島村の区域	一一・三〇
	八丈島	八丈島八丈町の区域	〇・五〇
	計		
	八丈島	八丈島八丈町の区域	八一・五四
	計		
			一五九・一四

<p>土砂崩壊防備保安林</p> <p>秋川</p> <p>あきる野市及び西多摩郡日の出町区域</p> <p>〇・二九</p> <p>計</p> <p>〇・二九</p> <p>千害防備保安林</p> <p>秋川</p> <p>西多摩郡檜原村の区域</p> <p>〇・七〇</p> <p>大島</p> <p>大島町の区域</p> <p>一・八六</p> <p>八丈島</p> <p>八丈島八丈町の区域</p> <p>〇・四〇</p> <p>小笠原諸島</p> <p>小笠原村の区域</p> <p>八六・八八</p> <p>計</p> <p>八九・八四</p> <p>多摩川</p> <p>青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域</p> <p>一六・三八</p> <p>秋川</p> <p>あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域</p> <p>一七・四九</p> <p>浅川</p> <p>八王子市及び町田市の区域</p> <p>一〇・五二</p> <p>小笠原諸島</p> <p>小笠原村の区域</p> <p>一九六・〇〇</p> <p>計</p> <p>二四〇・三九</p>	<p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則（平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するものとする」を「次に掲げるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するもの</p> <p>(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するもの</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年6月15日から施行する。</p>	<p>(3) 準中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができ、運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となつていゝ事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいづれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p>
<p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>平成30年6月1日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>●東京都公安委員会規則第8号</p>	<p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則（平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するものとする」を「次に掲げるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するもの</p> <p>(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するもの</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>告 示 (公)</p> <p>●東京都公安委員会告示第211号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年6月1日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p>	<p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則（平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中「旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するものとする」を「次に掲げるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の用に供するもの</p> <p>(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するもの</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年6月15日から施行する。</p> <p>告 示 (公)</p> <p>●東京都公安委員会告示第211号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年6月1日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p>

警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成30年6月14日(木曜日)及び同月15日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年6月4日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、そ

他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7250-5264

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成三十年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

昭島市拜島町四丁目千百五十二番・千百五十三番合併二、昭島市緑町四丁目十三番一
号

同番地先、千百六十番、千百六十一番一及び千百九十八番三
秋山 好廣

日野市大字日野三百二十番二、小平市鈴木町一丁目四百七同番四、同番八から同番十まで、同番二十及び同番百四十九から同番百五十一まで
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。
平成三十年六月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市中央四丁目四番九及び同番十の各一部並びに同番十地先
武蔵村山市中央四丁目十番地の一
高橋 知二

国分寺市西窓ケ窪四丁目二十番六の一部
千代田区大手町一丁目三番二号
住友林業株式会社
代表取締役 市川 晃

正 誤

○平成三十年五月一日付東京都公告

二ページ下段中「品川区北品川三丁目十一番六号」を

「品川区北品川三丁目十一番十六号」に訂正する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

